

議第60号

令和5年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度滋賀県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ730,547千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 333,657	△ 千円 332,077	千円 1,580
	1 財産運用収入	1,748	△ 168	1,580
	2 財産売却収入	331,909	△ 331,909	—
2 繰入金		258,143	2,730	260,873
	1 基金繰入金	258,143	△ 105	258,038
	2 一般会計繰入金	—	2,835	2,835
3 県債		500,000	△ 401,200	98,800
	1 県債	500,000	△ 401,200	98,800
歳入合計		1,091,800	△ 730,547	361,253

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 文化スポーツ費		千円 74	△ 千円 1	千円 73
	1 文化スポーツ管理費	74	△ 1	73
2 土木交通費		833,583	△ 730,441	103,142
	1 土木交通管理費	833,583	△ 730,441	103,142
3 公債費		258,143	△ 105	258,038
	1 公債費	258,143	△ 105	258,038
歳出合計		1,091,800	△ 730,547	361,253

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
土木交通公共用地先行取得事業費	500,000 ^{千円}	98,800 ^{千円}
計	500,000	98,800